

第3章 貯蔵施設の申請・届出等の手続き

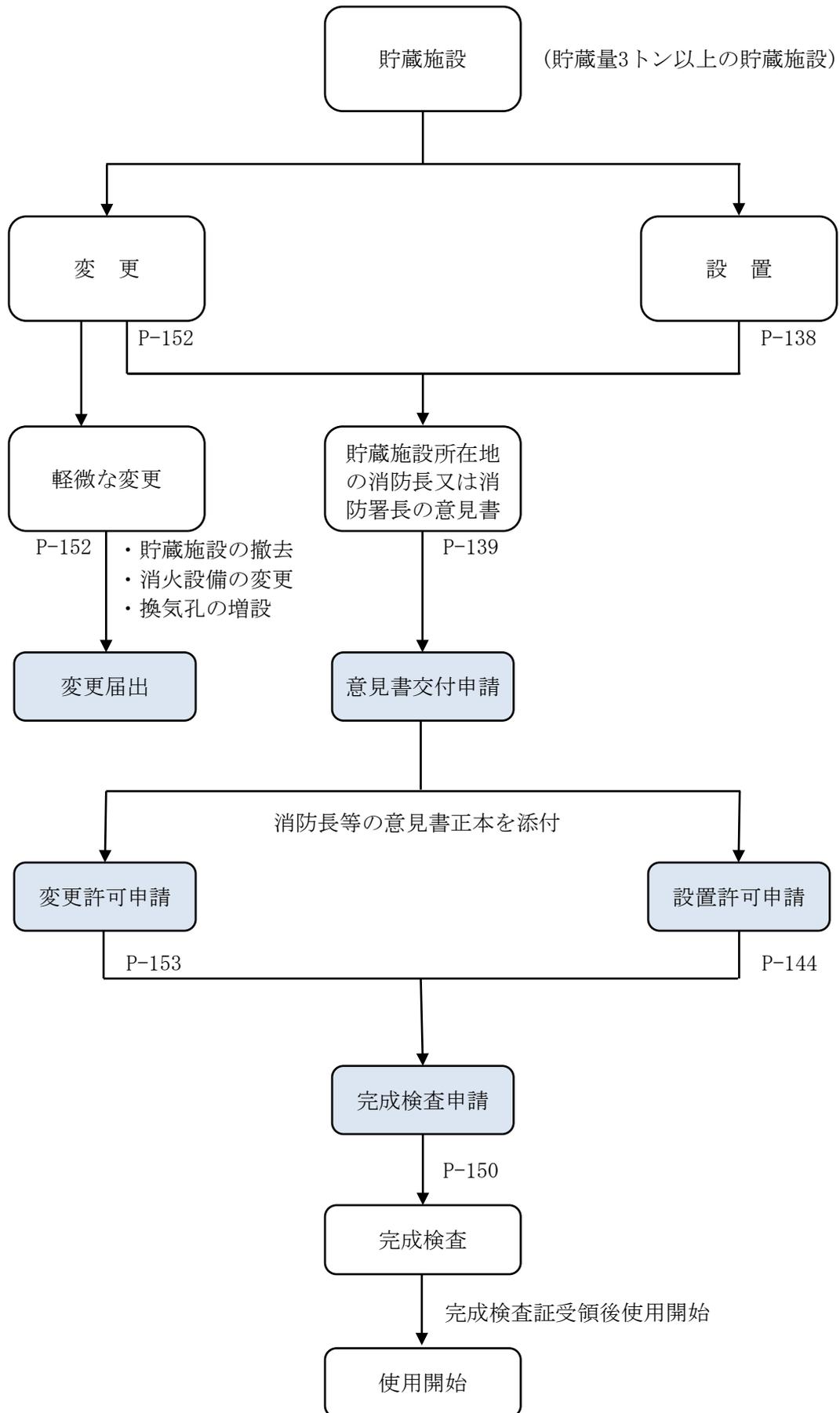
第3章 貯蔵施設の申請・届出等の手続き

目 次

I. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き一覧表	138
II. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き要領	139
1. 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）の設置	139
1-1 貯蔵施設の設置に係る法令	139
1-2 貯蔵施設の設置に係る提出書類一覧表	139
1-3 貯蔵施設等設置許可申請書等の作成例	140
2. 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）の変更	152
2-1 貯蔵施設の変更に係る法令	152
2-2 貯蔵施設の変更に係る提出書類一覧表	152
2-3 貯蔵施設等変更許可申請書等の作成例	153

END 158

I. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き一覧表



II. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き要領

1. 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）の設置

1-1 貯蔵施設の設置に係る法令

(1) 意見書交付申請

意見書の交付を申請する場合

法第36条第2項により、
貯蔵施設所在地を管轄する
消防長等に意見書交付申請

(2) 貯蔵施設等設置許可申請

貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を設置する
場合

法第36条第1項第1号
規則第51条により、
所在地の都道府県に貯蔵施
設等設置許可申請
法第37条の3
規則第59条により、
所在地の都道府県に貯蔵施
設等完成検査申請

(例1) 販売所に貯蔵量3トン以上となる貯蔵施
設を新設

(例2) 貯蔵量3トン未満の貯蔵施設を、3トン
以上に変更

(例3) 販売所の移転にともない、貯蔵量3トン
以上の貯蔵施設を移設

(注) 貯蔵施設の完成検査は、都道府県知事によるもののほか、協会又は指定完成検査機関
による完成検査の受検も可能です。(規則第60条)

1-2 貯蔵施設の設置に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書	法36-2	—	○	—	139
① 貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	—	—
② 2. ②～⑤の書類	51-2	—	○	—	—
③ 防火管理の計画書	—	—	○	—	140
④ 自主点検記録表	—	—	○	—	142
⑤ 特記事項	—	—	○	—	143
2. 貯蔵施設等設置許可申請書	51-1	28	—	○	144
① 消防長等の意見書(正本)	法36-2	—	—	○	—
② 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	51-2	—	—	○	145
③ 貯蔵施設の位置を示す案内図	51-2	—	—	○	147
④ 貯蔵施設の付近の状況見取図	51-2	—	—	○	148
⑤ 貯蔵施設の構造図	51-2	—	—	○	149
3. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	150
4. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-2	33	—	○	151

(注) 1. 意見書交付申請は、貯蔵施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。)又は消防署長となっているので、市町村に提出先を確認すること。
2. 貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を設置するとき、都道府県以外の所管行政庁の場合は、販売所等変更届書の提出が必要な場合があるので、事前に担当部署に相談すること。

1-3 貯蔵施設等設置許可申請書等の作成例

(1) 意見書交付申請

様式 1

意見書交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

□ □ □ 消防長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあっては
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の設置の許可を受けたいので、同法第36条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 1. 貯蔵施設の変更許可申請の場合の申請書本文は、次のとおりとすること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の変更の許可を受けたいので、同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 2. 提出先は、消防局、消防署、市町村等に確認し記載すること。

防 火 管 理 の 計 画 書

1. 目 的

この計画は、液化石油ガス貯蔵施設における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減をはかることを目的とする。

2. 防火管理の監督等

- (1) ○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以下同じ。）をして、その監督にあたらせるものとする。
- (2) 業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業員を掌握し、LPガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確保についての責任を十分果たすよう努めなければならない。

3. 自 主 点 検

- (1) 業務主任者は、貯蔵施設の点検を1箇月に1回以上、別表に定める自主点検記録表によって実施しなければならない。
- (2) 業務主任者は、前項の自主点検を行ったつど自主点検記録表を販売事業者に提出しなければならない。
- (3) ○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要であると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講じなければならない。

4. 液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行わなければならない。

- (1) 充てん容器は、原則として積み重ねないこと。ただし10キログラム容器以下の容器で積み重ねのできるものは2段積以内とする。
- (2) 充てん容器または残ガス容器（以下容器という。）は立てて置き、転倒、転落、衝撃を受けないように措置すること。
- (3) 貯蔵施設内には、温度計を備え温度を常に40度以下に保つこと。
- (4) 容器の容器弁は確実に閉じておくこと。
- (5) 貯蔵施設には、容器以外のものをみだりに置かないこと。
- (6) 容器は、必ず貯蔵施設に収納すること。
- (7) 容器への移充てんは行わないこと。
- (8) 貯蔵施設内は、充てん容器と残ガス容器を区分して置くこと。
- (9) 貯蔵施設内では、絶対に火気を使用しないこと。
- (10) 貯蔵施設の周囲では、火気を使用する作業等をしないこと。
- (11) 貯蔵施設の消火器は毎月1回以上点検すること。
- (12) 店舗には容器を置かないこと。

5. 災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりとする。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 初期消火活動
- (3) 避難誘導に関する事。
- (4) 消防隊の誘導に関する事。
- (5) その他

6. 消防機関への連絡等

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正化をはかるよう努めなければならない。
- (2) 消防職員の立入検査を受けるにあたっては、〇〇営業所所長又は業務主任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受けなければならない。
- (3) 教育計画
業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する必要な知識及び技能を習得させるために毎月1回以上教育を実施するとともに、この結果を記録しておかなければならない。

別 表

自 主 点 検 記 録 表

点検項目	点 検 月 日	月	日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	点 検 者 印														
	販売事業者確認印														
1	貯蔵施設の警戒標は所定の場所に掲げられているか。														
2	貯蔵施設の警戒標の文字は鮮明か。														
3	容器貯蔵量は許可を受けた貯蔵量を越えていないか。														
4	第1種保安物件又は第2種保安物件との距離は適当か。														
5	貯蔵施設周囲2m以内に火気又は発火性のものを置いていないか。														
6	貯蔵施設内の容器は転倒のおそれはないか。														
7	貯蔵施設の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。														
8	貯蔵施設内に充てん容器と残ガス容器が区別して置いてあるか。														
9	貯蔵施設内に計量器等作業に必要な物以外を置いていないか。														
10	貯蔵施設の屋根は破損していないか。														
11	貯蔵施設の扉は正常に開閉できるか。														
12	貯蔵施設の入出口は容器の持出に支障はないか。														
13	貯蔵施設内の温度は適正か。(40℃以下)														
14	貯蔵施設内の電気設備は異常ないか。														
15	貯蔵施設内で特に異状な臭いはしていないか。														
16	貯蔵施設内の消火器は所定の場所にあるか。														
17	貯蔵施設内の消火器の標示は有効か。														
18	貯蔵施設内の消火器は有効に使用できるか。														
19	貯蔵施設の換気口は有効に作用しているか。														
20	店舗にはガス漏えいを検知する器具を備えているか。														
21	貯蔵施設の床は破損していないか。														

備考 点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。

特 記 事 項

	月 日	項 目	内 容 (処 置)
点 検 以 外 の 記 録 事 項			

備考 特記事項についてはできるだけ詳細に記入すること。

(2) 貯蔵施設等設置許可申請書

様式第28(第51条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

貯蔵施設等設置許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあっては
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。

貯蔵施設の位置及び構造等の明細書

1. 設置の理由

液化石油ガスの取扱数量が増加したため、販売所と同一敷地内の貯蔵量3トン未満の既存の貯蔵施設を撤去し、販売所と同一敷地内に貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を設置するため。

2. 販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所
 販売所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地
 貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内
 貯蔵施設の面積 15.10 m²
 貯蔵施設の障壁 有（補強コンクリートブロック造）

3. 貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

（液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第7号）

号	対 応 事 項												
第14条 第1号	警戒標 (1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① LPガス貯蔵施設 ② 燃（赤色文字） ③ 火気厳禁（赤色文字） ④ 無断立入禁止												
第2号	施設距離 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m²</u> (2) 施設距離 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">保安物件</th> <th style="width: 25%;">施設距離</th> <th style="width: 25%;">実測距離</th> <th style="width: 25%;">対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>17.49m（8.75m）</td> <td>36.0m</td> <td>○○○病院</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.66m（5.83m）</td> <td>8.0m</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（注）施設距離の（ ）内は障壁設置時の距離を示す。</p> (3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 有・無	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	17.49m（8.75m）	36.0m	○○○病院	第2種保安物件	11.66m（5.83m）	8.0m	民家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	17.49m（8.75m）	36.0m	○○○病院										
第2種保安物件	11.66m（5.83m）	8.0m	民家										
第3号	障壁 (1) 障壁の構造 ① 材料 <u>コンクリートブロック</u> ② 寸法（高さ） <u>200 cm</u> （厚さ） <u>15 cm</u> ③ 配筋 <u>9 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔（縦） <u>40 cm</u> （横） <u>40 cm</u> (2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法（厚さ） <u>3.2 mm</u> （高さ） <u>195 cm</u> （幅） <u>134 cm</u> ③ 補強 等辺山形鋼（枠） <u>50 mm × 50 mm</u> （内） <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔（縦） <u>39 cm</u> （横） <u>33.5 cm</u>												

号	対 応 事 項
第4号	屋根材等 屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、繊維強化セメント板</u>
第5号	滞留防止措置 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m²</u> (2) 法定換気口面積 <u>15.10 m²</u> × 300 cm ² /m ² = <u>4,530 cm²</u> (A) (3) 換気口面積 開口部面積 (縦) <u>20 cm</u> × (横) <u>40 cm</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>6,400 cm²</u> 鉄筋断面積 <u>1 cm</u> × <u>20 cm</u> × <u>2 本</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>320 cm²</u> 実際換気口面積 <u>6,400</u> - <u>320</u> = <u>6,080 cm²</u> (B) (B) > (A)
第6号	消火器 (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u> (2) 個数 <u>2 個</u> (3) 設置場所 当該貯蔵施設の入口外側の収納ボックス内に設置する。
第16条 第7号	火気距離等 (1) 火気の種類 <u>民家の給湯器</u> (2) 火気までの距離 <u>11.0 m</u> (3) 火気との距離が2 m以内の場合の障壁・・・該当しない。 ① 材料 <u>-----</u> ② 高さ <u>----- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>----- m</u>

貯蔵施設の位置を示す案内図

販売所の名称		貯蔵施設の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 Km 目標物件 〇〇病院
<p>5万分の1*の地図を貼付し最寄駅等より販売所への経路、販売所、貯蔵施設の位置を明示 (*地図の縮尺は5万分の1を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>		

貯蔵施設の付近の状況見取図

販売所の名称	貯蔵施設の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

貯蔵施設の面積	15.10 m ²	施設距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		17.49 m (8.75 m)	36.0 m	〇〇病院
第2種保安物件までの距離		11.66 m (5.83 m)	8.0 m	民家
火気までの距離		2 m	11.0 m	民家の給湯器

()内は障壁設置時の距離

貯蔵施設の構造図

貯蔵施設の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

(3) 貯蔵施設等完成検査申請書

様式第31(第59条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

貯蔵施設等完成検査申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあっては
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 協会又は指定完成検査機関に申請する場合は、宛先を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の名称とし、申請書本文は、次のとおりとすること。
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書の検査を受けたいので、次のとおり申請します。」

(4) 貯蔵施設等完成検査受検届書

様式第33(第60条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

貯蔵施設等完成検査受検届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあつては
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 指定完成検査機関：〇〇〇株式会社

検査年月日 令和□□年□□月□□日

4 貯蔵施設等完成検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2. 貯蔵施設（3トン以上）の変更

2-1 貯蔵施設の変更に係る法令

(1) 意見書交付申請

意見書の交付を申請する場合

法第36条第2項により、
貯蔵施設所在地を管轄する
消防長等に意見書交付申請

(2) 貯蔵施設等変更許可申請

貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を変更する
場合（軽微変更を除く。）

- (例1) 貯蔵施設の位置の変更
 (例2) 貯蔵施設の構造（面積、障壁）の変更
 (注) 都道府県以外の所管行政庁の場合は、販
 売所等変更届書の提出が必要

法第37条の2項第1項
規則第56条により、
所在地の都道府県に貯蔵施
設等変更許可申請
法第37条の3
規則第59条により、
所在地の都道府県に貯蔵施
設等完成検査申請

(3) 貯蔵施設変更届書

貯蔵量3トン以上の貯蔵施設の撤去その
他軽微な変更する場合

- (例1) 貯蔵施設の撤去
 (例2) 貯蔵施設の消火設備を変更、又は換気孔
 を増設

法第8条（法第3条第2項
第3号の変更）
規則第9条第1項により、
所管行政庁に販売所等変更
届出
法第37条の2項第2項
規則第58条により、
所在地の都道府県に貯蔵施
設等変更届出

2-2 貯蔵施設の変更に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書（添付書類は新設と同じ）	法36-2	—	○	—	139
2. 貯蔵施設等変更許可申請書	56-1	29	—	○	153
① 消防長等の意見書（正本）	56-2	—	—	○	—
② 貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書	56-2	—	—	○	154
③ 貯蔵施設の位置を示す案内図	56-2	—	—	○	147
④ 貯蔵施設の付近の状況見取図	56-2	—	—	○	148
⑤ 貯蔵施設の構造図	56-2	—	—	○	149
3. 貯蔵施設等変更届書	58	30	—	○	157
4. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	150
5. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-2	33	—	○	151
(注) 1. 貯蔵施設の変更事項で、警戒標の付けかえや、同一材料での屋根のふきかえは含まれない。 （通達：法第37条の2（変更の許可）関係） 2. 貯蔵施設等変更許可申請書、変更明細書、貯蔵施設等変更届書以外の項目は、貯蔵施設等 設置許可申請の内容を参照して作成すること。					

2-3 貯蔵施設等変更許可申請書等の作成例

(1) 貯蔵施設の移設

様式第29(第56条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

貯蔵施設等変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあつては
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

貯蔵施設の移設

貯蔵施設の位置 変更前 販売所と同一敷地内
変更後 販売所から3,000m
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
貯蔵施設の面積 変更前 15.10 m²
変更後 15.10 m²
貯蔵施設の障壁 有 (補強コンクリートブロック造)

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。

号	対 応 事 項
第3号	(2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>195 cm</u> (幅) <u>134 cm</u> ③ 補強 等辺山形鋼 (枠) <u>50 mm × 50 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>39 cm</u> (横) <u>33.5 cm</u>
第4号	屋根材等 屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、繊維強化セメント板</u>
第5号	滞留防止措置 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m²</u> (2) 法定換気口面積 <u>15.10 m²</u> × 300 cm ² /m ² = <u>4,530 cm²</u> (A) (3) 換気口面積 開口部面積 (縦) <u>20 cm</u> × (横) <u>40 cm</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>6,400 cm²</u> 鉄筋断面積 <u>1 cm</u> × <u>20 cm</u> × <u>2 本</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>320 cm²</u> 実際換気口面積 <u>6,400</u> - <u>320</u> = <u>6,080 cm²</u> (B) (B) > (A)
第6号	消火器 (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u> (2) 個数 <u>2 個</u> (3) 設置場所 当該貯蔵施設の入口外側の収納ボックス内に設置する。
第16条 第7号	火気距離等 (1) 火気の種類 <u>民家の給湯器</u> (2) 火気までの距離 <u>11.0 m</u> (3) 火気との距離が2 m以内の場合の障壁……該当しない。 ① 材料 <u>-----</u> ② 高さ <u>----- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>----- m</u>

(2) 貯蔵施設の構造（障壁）の変更

様式第29(第56条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

貯蔵施設等変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあっては
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

貯蔵施設の構造（障壁）の変更
貯蔵施設の障壁 変更前 無
変更後 有（補強コンクリートブロック造）

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。

(3) 貯蔵施設等変更届書

様式第30(第58条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

貯蔵施設等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあつては
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

貯蔵施設の撤去

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

配送業務を第1種製造者に全量委託したため貯蔵施設を撤去

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 貯蔵施設の軽微な変更(貯蔵施設の撤去、消火設備の変更、換気孔の増設)を行ったとき、その貯蔵施設の許可をした都道府県知事に提出すること。

《 MEMO 》